

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産 業 建 設 常 任 委 員 会		会 議 場 所 第 2 委 員 会 室 担 当 職 員 池 永
日 時	平成30年3月12日(月曜日)	開 議	午後 1 時 15 分
		閉 議	午後 4 時 32 分
出席委員	◎西口、○石野、奥村、並河、藤本、木曾、明田、(湊議長)		
出席理事者	【産業観光部】内田部長、柏尾農政担当部長 [ものづくり産業課]吉村課長 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長、西出公園緑地係長 [政策交通課]伊豆田課長 【土木建築部】柴田部長、中西施設担当部長 [桂川・道路整備課]関課長、澤田広域事業担当課長 [土木管理課]藤本課長、鈴木管理・用地担当課長 [建築住宅課]木村副課長 【上下水道部】西田部長、畑事業担当部長 [総務・経営課]西田課長、人見水道経営係長、木村下水道経営係長 [お客様サービス課]柴田課長、三宅副課長 [水道課]河原副課長、松永副課長 [下水道課]阿久根課長、川勝副課長、西田年谷浄化センター所長		
出席事務局	片岡局長、池永主任		
傍聴者	市民2名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 3 : 1 5

1 開議

(西口委員長あいさつ)

2 事務局日程説明

(事務局説明)

3 陳情について

市道北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を求める陳情

<西口委員長>

陳情者2名から意見陳述の申し出を受けているので、ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<西口委員長>

異議なしと認め、陳情者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[陳情者(意見陳述者(大山肇氏、西田馨氏))入室、発言席へ]

1 3 : 2 0

<西口委員長>

ただ今から陳情者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、陳情の趣旨・補足説明とし、陳述時間は2人合わせて10分以内で終了するよう、簡潔にお

願います。

[陳情者意見陳述（趣旨説明）]

13:24

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<奥村委員>

警察や行政にも要望されていると思うが、感触は。

<陳情者（大山氏）>

亀岡市長や京都府警察、京都府公安委員会に請願書を出しており、返事をもたらしている。それによると、全線開通までは設置者である市の管理となるため、市と話をしてほしいということである。柏原の踏切から東の方が現在少し狭い。それを市が拡幅するのに1年か2年かかるとのことであるが、その間は法的整備がないということに困っている。現在、毎日2千台程度通行しているが、3月30日に暫定開通すれば、最大4千台くらいになるのではないかと予測している。その後、またスタジアムができたりすると、もっと増えるのではないかと予測している。少なくとも全線開通するまでは、何とか物理的な規制をしていただきたい。

<奥村委員>

今回、追分町の自治会を中心に出されているが、関係する自治会、例えば東部自治会や三宅町、柏原等との連携はどうか。

<陳情者（大山氏）>

連携はしていない。隣の古世町には自治会長を通じて話をしているが、古世町はあまり関心がないようである。ただ、その東側の地域は関心を持っており、駅前荘園や三宅荘園は規制ができている。他地域とはあまり協議していない。

<明田委員>

車道と歩道が完全に分離されているが、人と車が交わるような非常に危険な箇所はどこだと考えているのか。

<陳情者（大山氏）>

タクシーが頻繁に走っており怖い。自転車も走っていて怖い。事故が現実的に2件ほどあり、走行時の事故を考えている。道路に面した約20軒を1軒ずつ回り、駐車場への出入りに問題ないか聞いたが、問題ないのでぜひお願いしたいと言っている。

<木曾委員>

全線開通までの間、狭窄のような形で規制してほしいということか。

<陳情者（大山氏）>

そうである。

<木曾委員>

全線開通になった時点で速度規制されると考えるが、それは公安委員会にしてみらうのでよいということか。

<陳情者（大山氏）>

そうである。公安委員会・京都府警はおそらく40キロ規制になるのではないかと言っていた。ゾーン30でお願いしたが、抜け道がないので難しいとのことである。最初から40キロ規制ならよいが、それはないとのことである。

<西口委員長>

本件については、貴重な意見として聞き置くこととしたいと思うが、本市における

安全・安心の点からも、非常に重要な案件である。陳情の趣旨は、交通安全に関わる法的整備を実施されたいとのことであるが、陳情者の発言にもあったように、法的整備が実施できないとしても、開通時には何らかの安全対策を講じることを望まれている。ついては、市道北古世西川線開通にあたり、何らかの安全対策を講じるよう、委員会から担当部である土木建築部に対して、申し入れを行ってはどうかと考える。そのような取扱いでよいか。(了)

<西口委員長>

この際、より安全ということを考え、陳情者に1点申し入れをしたい。三宅踏切交差点の信号設置について、亀岡市全体の大きな問題だと考えている。追分町が先頭に立って、関係の各自治会をあげて、所管の警察等に早期設置の要望を行っていたきたい。保津町も信号がつくまでは一方通行となり、生活道路が分断され、遠回りしなければならない環境があり、自治会には連携して協力してほしいと言っている。まち全体の安全にも関わってくるので、篠町も含めて早々に要望書を作って連名で押印し、執行部の担当所管と相談し、警察や公安委員会等に効果的な要望活動を起こしていただきたい。

[陳情者（意見陳述者）退室]

13 : 37

4 所管分付託議案審査（説明～質疑） ※付託表その2

[上下水道部入室]

・上下水道部長あいさつ
(基本方針等)

水道事業・下水道事業については、人口減少や節水器等の普及により料金収入が伸び悩む一方、施設の老朽化が進行するなど厳しい経営環境にある。市民生活を支えるライフラインとして、将来にわたって安定した経営を続けていくため、より一層の経営の健全化・効率化を図ることを基本に平成30年度の予算編成を行った。

水道事業については、簡易水道の統合により経営体制は整ったが、老朽管更新等の施設の改築・更新が今後の大きな課題である。平成30年度は、水道安定供給を図るため、老朽管の耐震化工事、ポンプ施設の更新工事の予算を計上している。水道の経営状況は、平成28年度の決算状況であるが、水道の供給原価が料金収入を上回る原価割れが発生している。本市の水道料金は府下15都市で最も安い料金である。しかし基幹管路の耐震化率は約45%にとどまっており、今後、老朽管更新を積極的に進めるのであれば、料金の改定も検討する必要がある。

下水道事業についても施設の老朽化が進んでいる。来年度予算では、平成27年度から進めている年谷浄化センターの改築更新に加え、下水道施設全体の機能確保、ライフサイクルコストの低減を目的とした下水道ストックマネジメント計画の策定などを計上している。下水道経営については、施設建設時に借り入れた多額の起債が残っている。地域下水道を含めた下水道事業全体では、来年度当初の元利償還金は約22億円であり、使用料収入をはるかに上回っている。2月に開催した上下水道事業経営審議会で、下水道事業の今後のあり方を審議いただいた。その中では、平成30年度に地域下水道事業にも地方公営企業法を適用し、下水道事業の経営体

制の一元化を図る方向での検討をいただいた。まずは下水道の経営の一元化を図ったうえで、今後必要な施設統合・使用料改定といった下水道事業の健全化の具体策を検討していきたい。

6月定例会での指摘要望事項である「上下水道事業経営審議会委員の選任にあたり、安定した経営を推進するため、専門的知識を有する人材の登用をさらに進められたい」については、今の審議会の委員の任期が3月で満了となる。新規委員の選任にあたっては、指摘を踏まえた人選を行っていきたいと考えている。

13 : 42

・ **第9号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計予算**

[説明]

・ 総務・経営課長説明（歳出・歳入一括）

14 : 07

[質疑]

<並河委員>

先日報告を受けた南丹市への用水供給事業は、新年度予算には入っていないのか。

<上下水道部事業担当部長>

これから事業確定となるため、入っていない。

14 : 08

・ **第10号議案 平成30年度亀岡市下水道事業会計予算**

[説明]

・ 総務・経営課長説明（歳出・歳入一括）

[質疑]

<藤本委員>

使用戸数について、上水道の給水戸数との差が約6500戸あるが、給水しているが下水道には接続してないということか。

<総務・経営課長>

水道の給水区域、また公共下水道で汚水を処理している区域との差がある。畑野町は公共下水道が入っていない。また、地域下水道の農業集落排水、保津町の特定環境下水道との差等である。

14 : 34

・ **第4号議案 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算**

[説明]

・ 下水道課長説明（歳出・歳入一括）

[質疑なし]

[上下水道部退室]

14 : 39

<休憩 14 : 39 ~ 15 : 00 >

[産業観光部入室]

・産業観光部長あいさつ

・第64号議案 亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・ものづくり産業課長より説明

15:03

[質疑]

<木曾委員>

経済団体とはどういうものを指すのか。

<ものづくり産業課長>

亀岡商工会議所である。

<木曾委員>

商工会議所のみか。地域の商店街等は含まないのか。

<ものづくり産業課長>

条例改正にあたり内部でも検討したが、公的機関である商工会議所のみで考えている。

<木曾委員>

商工会議所に入っておられないところも多い。地元の商店街も経済団体であり、それも含めた方がよいのではないか。「地域経済の振興に寄与する」とあるが、例えば、(商工会議所等)として含めておいた方がうまくいくのではないか。

<産業観光部長>

理事者を含めて協議した。同様の議論があったが、法に基づく助成を受けている団体、国・府・市の補助金交付団体としては、亀岡商工会議所のみである。他は任意の団体ということとなる。ここはしっかりと見定めて、法に基づく団体に助成していこうと結論づけたところである。

<木曾委員>

商工会議所に入らず、京都工業会に入っているところもある。そういうところが工場を移設する場合は対象外となるということか。

<ものづくり産業課長>

対象にならないということではなく、進出企業には必ず商工会議所に入っていたくよう誘導しようとしているものである。

<木曾委員>

誘導するのはよいが、商工会議所への加入は強制ではない。入っていなければ商売できないということではない。経済団体はいろいろとあり、ものづくりの関係では、京都工業会への加入も多い。そういうところが進出しようとする時にいろいろと問題が出てこないか心配である。そういうことを含め、いろいろな経済団体を考えた方がよいのではないか。

<奥村委員>

市単費の事業であり、亀岡市の経済団体である商工会議所の衰退を含め、頑張ってもらおう意味があるのではないか。他の団体というよりも、まずは条例の提案どおり、商工会議所をターゲットにして入ってもらおう方がよいのではないか。ただ、3年間過ぎてやめられたらどのようなようになるのか。

<ものづくり産業課長>

3年経ってやめられることも想定される。3年の間に商工会議所が経済団体としての必要性をしっかりと企業にアピールしていただく中で、継続加入につなげていたきたいと考えている。

<産業観光部長>

商工会議所もだんだん会員が減って加入率が50%を切っており、何とかしたいと考えておられる。市に対しても何らかの支援を求めておられ、いろいろと検討した結果、このような方向で何とか側面的支援ができないかと考えている。

<並河委員>

現在、対象となる企業の割合は。

<ものづくり産業課長>

現在、加入率が50%を割り込んだ状態である。あわせて近年、日清医療食品や鶴屋吉信など大企業の進出があったが、なかなか加入していただけない状態が続いている。

<並河委員>

原因は何か。

<産業観光部長>

日清医療食品には何度かアプローチされたが、本部の判断が必要とのことであり、連絡調整中であると考える。

15:12

[産業観光部退室]

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

15:14

・第7号議案 平成30年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

・第65号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・政策交通課長、都市整備課長より一括説明

15:23

[質疑]

<木曾委員>

第7号議案について、長期債の償還はこれでどのくらい進んだのか。

<政策交通課長>

平成30年度買戻しが進むと、用地買収率が84.8%になる。借入金の元金は8314万1千円残ることになる。

<木曾委員>

84.8%買戻したうち、国費があたっているのは何%か。

<政策交通課長>

国費については、買戻しの3分の1が充当されることとなる。

<木曾委員>

84.8%のうち、3分の1が国費ということか。

<政策交通課長>

そうである。

<木曾委員>

第65号議案についてももう少し分かりやすく説明いただきたい。改正することにより、公園が市民にとって、より利用しやすくなる等、具体的なことを説明されたい。

<まちづくり推進部長>

1つは認定公募設置の公園の関係である。国が都市公園に費やす予算がなく、市民や国民のニーズが多様化している中、今までは公園なので民間の収益施設を入れないという考え方であったが、そうではなく、公園にも民間の活力を入れて、例えば飲食店やレストランを公園に作ってもよいという法律改正になってきた。ただ、無料で公園の敷地を貸すわけにはいかないため、施設の一部である園路や広場等を整備してもらう中で、収益をあげていただき、公園施設として設置を可能とするものである。公園敷地の2%くらいではそのような施設が建たないため、10%までは参酌し、条例で定めればよいこととなった。

もう1つ、運動施設を100分の50とすることについては、亀岡運動公園の場合、運動施設が37%である。運動公園の中には、運動施設を100分の50いっぱい使っている公園もある。しかし今の時代、バリアフリーで、外側にエレベーターを設置した体育館を作ったり、スロープを設置せねばならない場合など、100分の50いっぱいではそれができないこともあるので、参酌して決めることになった。亀岡の場合は37%程度であり、100分の50を超える必要がないというので、100分の50で条例化したものである。

[まちづくり推進部退室]

15:28

[土木建築部入室]

15:32

・土木建築部長あいさつ

15:35

・第66号議案 亀岡市空家等対策の推進に関する条例の制定について

[説明]

・土木建築部施設担当部長説明

15:41

[質疑]

<木曾委員>

特別措置法に基づいてこの条例を制定するとのことであるが、法律の範囲内の分を市として規定したということか。

<土木建築部施設担当部長>

基本的には法律の考え方を踏襲しているが、法律に規定のない緊急安全措置・安全代行措置については、緊急的に対応する必要がある場合も考えられることから、法律に追加して規定している。

<木曾委員>

上位法を超えてはいけない部分があると思うが、スムーズに執行するために、やむを得ず、基礎的自治体として取らなければならない内容のものであるという認識なのか。上位法を超えてもよいのか、それとも各市町村で決めてもよいということに

なっているのか。

<土木建築部施設担当部長>

特別措置法にはないが、緊急的な避難のために措置が行えるという規定が民法第720条第2項にあるので、それを適用して緊急安全措置を設定している。法律の枠を超えているものではないと認識している。

<木曾委員>

例えば強硬手段をとった場合、市として訴訟を起こされる可能性もある。裁判に耐えられるような内容になっているのか。根拠をしっかりと持って条例を作っていないと、亀岡市独自で行って、条例の不備で敗訴しては困る。そうならないためのフォローはできているのか。

<土木建築部施設担当部長>

民法の中で規定されている内容であり、十分法律的にも耐えられると認識している。

<明田委員>

第15条について詳しく説明されたい。

<土木建築部施設担当部長>

本来、所有者が空き家を管理し、危険な場合は自身で管理することが求められているが、それを待っていても解決できないことがある。いくら市が法や条例に基づき命令を出しても相手に対応しない、もしくは対応しても不備がある場合等に、危険を回避するために、行政が代わりに実施できるという規定である。本来は個人が実施すべき内容を行政が代わって実施し、危険の回避を図るという内容である。

<明田委員>

第三者とは。

<土木建築部施設担当部長>

業者を指定して、市が解体等を依頼し、その行為を行わせるということである。

<並河委員>

現在、市の空き家の数は。また、緊急に対応が必要なところはあるのか。

<土木建築部施設担当部長>

いろいろな統計があり確実な数字は難しい。平成25年の住宅・土地統計調査では亀岡市の空き家は2300戸であったが、その中には貸室等いろいろな目的のものも含まれている。そのうち市が何百戸か抽出調査を行い、約400戸の管理不全の空き家があると想定している。ただ、日々変わっている数字であると認識している。実際に相談のある物件については、かなり危険な状況の空き家もあり、順次対応したいと考えている。現在は5件程度、非常に危険な状態になっていると認識している。

<並河委員>

持ち主が分からなかったり、連絡がつかない場合もあると考えるが、強制的に市が執行することになるのか。

<土木建築部施設担当部長>

空き家の所有者が不明な場合でも、法や条例に則り、条例第16条の略式代執行の規定で対応できる。しかし、略式代執行は法で定められた時間・手続きが必要であるため、時間がない場合は緊急安全措置で対応していくこととなる。その2本立てで実施していきたいと考えている。

15:50

・第 67 号議案 市道路線の認定及び廃止について

[説明]

・土木管理課管理・用地担当課長説明

[質疑なし]

15 : 57

<西口委員長>

ここで、陳情について、担当部である土木建築部に申し入れを行いたい。先ほど、「市道 北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を求める陳情」について、陳情者から意見陳述を受けた。陳情の趣旨は、市道北古世西川線全線開通時における、年谷川から追分交差点間の交通安全に関わる法的整備を実施されたいとのことであるが、陳情者は、法的整備が実施できないとしても、開通時に何らかの安全対策を講じることを望まれている。

本件については、本市における安全・安心からも大変重要な案件であり、市道北古世西川線開通にあたって、担当部として何らかの安全対策を講じるよう、委員会として申し入れる。この件について、所管部の所見を求める。

<桂川・道路整備課長>

市道北古世西川線は3月30日の午後に暫定開通の予定である。暫定開通時における速度規制といった法的整備や何らかの安全対策については、今日までも道路管理者として、暫定開通と同時に速度規制等を実施するよう公安委員会と協議しているところであるが、公安委員会の見解としては、規制を行うのは当該道路の全線開通後における利用実態を見てからとされており、暫定開通と同時の交通規制は難しいところである。しかし、安全・安心を担保する上で、道路管理者として速度抑制をする対策、例えば三宅荘園前ではセンターラインを消して幅員を狭くするといった対策をしているが、そういった対策について早急に検討して公安委員会と協議を行い、暫定開通時に安全対策が施せるように協議・調整を実施していきたい。

<西口委員長>

陳情者も強く申し出をされている。議会としてもぜひ安全対策を講じるようお願いする。また追分町自治会長に、三宅踏切交差点の信号の設置について、関係各町である保津町・篠町・亀岡地域と連携し、早期に要望活動を起こしてほしいとの申し入れを行った。要望書の内容について執行部に相談に来られたら丁寧に対応し、効果的な要望書となるようにされたい。その他、所管部から何か報告等はあるか。

<桂川・道路整備課長>

市道北古世西川線が3月30日の午後に暫定開通することとなった。当該道路の開通に伴い、府道王子並河線の車両が市道北古世西川線へ移行することになり、相当量の車両通行が想定される。府道王子並河線の交通量を減らすために、市道北古世西川線の事業を実施しているものでもある。三宅踏切交差点の現在の利用形態は年谷浄化センター前の南北の市道が通行可能となっている。しかし当該交差点は線路が近接しており、市道北古世西川線の開通により、現在の利用形態では、列車を含む危険因子が相当危惧される。ついては、市民には不便をかけるが、踏切連動信号が設置されるまでの間、さらなる安全性を確保する観点から、公安委員会の意見を踏まえ、年谷浄化センター前の南北の市道は、3月30日から北行き一方通行とされることとなったので報告する。規制区間は年谷浄化センター中門から踏切間である。加えて、亀岡駅から馬堀駅に向かった時の左折と、馬堀駅から亀岡駅に向かった時の右折が禁止となる。踏切連動信号機については、過去の公安委員会の見解は

設置困難とされていたが、JR及び公安委員会との協議を重ね、踏切連動信号機を当該交差点に設置可能と、公安委員会とJRで意思確認されたところである。なお、規制においては、現地箇所に予告看板、ガードマンを配置し、3月15日号のきらり亀岡おしらせ等で市民に周知を図っていききたい。加えて沿線自治会や関係改良区、農家組合、近隣関係施設管理者には、順次説明に出向いているところである。

<奥村委員>

別件だが、大阪ガスについて、ふれあい通りは3月31日までにきちんと舗装するのか。かなり道が悪い。

<土木管理課長>

今、工期の延長ということで、占用工事の申請が出てきているため、3月末では終わらないと考える。

<奥村委員>

指導はしないのか。

<土木管理課長>

できるだけ早期に復旧してほしいという話はしている。大井町南部まで引っ張っておられる中、工程がずれこんで舗装の復旧が遅れており、申し訳ないが待つてほしいとのことである。

<西口委員長>

早期に対応いただきたい。

[土木建築部退室]

16:07

[委員間討議なし]

5 討論～採決

[討論なし]

[採決]

- ・第4号議案 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

可決・全員

- ・第7号議案 平成30年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

可決・全員

- ・第9号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計予算

可決・全員

- ・第10号議案 平成30年度亀岡市下水道事業会計予算

可決・全員

- ・第64号議案 亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第 65 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第 66 号議案 亀岡市空き家等対策の推進に関する条例の制定について

可決・全員

- ・第 67 号議案 市道路線の認定及び廃止について

可決・全員

[指摘要望事項 なし]

16 : 13

6 審議会委員等の選出について

- (1) 亀岡市防災会議委員 (H30. 6. 1 から 2 年間)

<西口委員長>

審議会委員等の選出について、事務局から説明を。

[事務局主任説明]

<西口委員長>

亀岡市防災会議委員について、申し合わせのとおり、委員長を選出することによいか。(了)

16 : 14

7 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について

<西口委員長>

事務局から説明を。

[事務局主任説明]

<西口委員長>

2 項目程度とのことであるが、どのようにするか。

<木曾委員>

陳情の内容について、だよりに掲載してはどうか。

<藤本委員>

空き家条例の制定について、国の法律はあるが、市は実際に手を出せなかった。今回、防護ネットを設けるなど、いろいろな対応措置ができる法的根拠が設けられたので、法的根拠が整備されたことを掲載してはどうか。

<西口委員長>

この 2 点でよいか。(了)

<西口委員長>

掲載事項のまとめについては、正副委員長に一任願う。

(2) わがまちトークの意見対応について

<西口委員長>

事務局から説明を。

[事務局主任説明]

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

- ・東本梅町：1 参考、2 報告
- ・千代川町：1～4 参考

(3) 月例開催について

<西口委員長>

月例の案件について意見はあるか。

<木曾委員>

3月30日に開通する市道北古世西川線の状況を見に行ってはどうか。

<奥村委員>

同時に、先ほどの大阪ガスの部分も見に行ってはどうか。

<西口委員長>

では、市道北古世西川線とふれあい通りの現地視察とする。日程はどうするか。

(日程調整)

<西口委員長>

4月25日(水)午前10時からとする。

<明田委員>

担当課の案内はどうするのか。

<西口委員長>

桂川・道路整備課長に説明してもらってはどうかと考える。

～散会 16:32